

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2013年7月1日
【会社名】	王子ホールディングス株式会社
【英訳名】	Oji Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 進 藤 清 貴
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表)03(3563)1111
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 中 島 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座四丁目7番5号
【電話番号】	(大代表)03(3563)1111
【事務連絡者氏名】	コーポレートガバナンス本部管理部長 中 島 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

2013年6月27日開催の当社第89回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2013年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 取締役12名選任の件

取締役として、篠田和久、進藤清貴、矢嶋進、東剛、渡良司、淵上一雄、島村元明、小関良樹、青山秀彦、加来正年、竹内洋および秋山収を選任する。

竹内洋および秋山収は、社外取締役候補者である。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、緒方元一、福井聡および桂誠を選任する。

桂誠は、社外監査役候補者である。

第3号議案 監査役に対し退職慰労金贈呈及び監査役の退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

退任監査役神田憲二および田井廣志に対して、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは、監査役の協議に一任する。また、監査役の退職慰労金制度の廃止に伴い、任期中の監査役2名に対して、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で、その退任時に退職慰労金を支給することとし、その具体的金額、方法などは、監査役の協議に一任する。

< 株主提案（第4号議案）>

第4号議案 取締役解任の件

取締役近藤晋一郎、渡辺正を解任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案					
篠田 和久	716,546	29,004	2,545	93.05	可決
進藤 清貴	725,914	19,638	2,545	94.26	可決
矢嶋 進	726,937	18,616	2,545	94.39	可決
東 剛	730,242	15,311	2,545	94.82	可決
渡 良司	740,586	4,968	2,545	96.17	可決
淵上 一雄	740,576	4,978	2,545	96.17	可決
島村 元明	740,571	4,983	2,545	96.16	可決
小関 良樹	740,576	4,978	2,545	96.17	可決
青山 秀彦	742,913	2,641	2,545	96.47	可決
加来 正年	743,016	2,538	2,545	96.48	可決
竹内 洋	729,311	18,788	0	94.70	可決
秋山 収	729,416	18,683	0	94.72	可決
第2号議案					
緒方 元一	745,011	3,097	0	96.74	可決
福井 聡	745,098	3,010	0	96.75	可決
桂 誠	746,699	1,410	0	96.96	可決
第3号議案	593,687	153,677	752	77.09	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第1号議案および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・第3号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

< 株主提案（第4号議案） >

議案	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	反対率 (%)	決議結果
第4号議案					
近藤 晋一郎	33,764	713,500	778	92.66	否決
渡辺 正	33,764	713,500	778	92.66	否決

(注) 議案の可決要件は次のとおりです。

- ・第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主（委任状による出席を含む）のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、第1号議案から第3号議案までについては、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立し、第4号議案については、会社法上否決されることが明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上